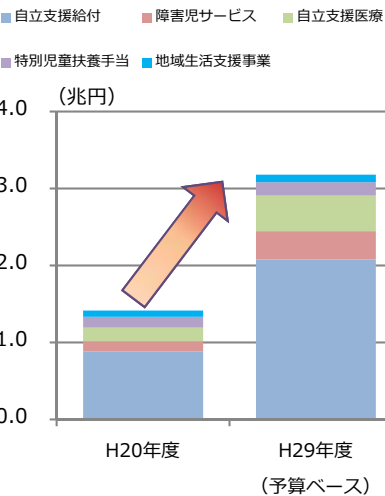


障害保健福祉関係予算の状況・課題

- 平成18年以降、障害福祉サービスの利用者はいずれの障害でも大きく増加しており、事業規模は3兆円超に到達。
- 特に知的障害者や精神障害者の利用者が増加。知的障害者については、特別支援学校の卒業生がサービス利用者になる流れが強くなっていることなどにより、30歳未満の利用者が増加。また、精神障害者については、精神疾患のうちサービス利用に至る者の割合が増加したことなどにより、40代を中心に利用者数が増加。
- これは、比較的軽度な障害者や一般就労を経て利用に至った者など、利用者像が従来より変化していることを示唆。
 (注) 精神障害者の利用者増については、「精神障害者の地域移行」を進めている影響もあると考えられるが、長期入院者の減は平成20年から平成26年で1.8万人の減に留まる。一方、精神障害者の自立支援給付の利用者数は平成20年から平成26年までに10万人以上増加しており、一人の地域移行者が複数のサービスを利用し得ることを鑑みても、①長期入院者の地域移行に加え、②これまで福祉利用がなかった者による利用の影響があると考えられる。なお、自立支援給付の利用において、①と②の者を区分して把握していない。

事業規模の増加

<障害福祉サービス事業規模>



<事業費の増加 (26→27年度)>

【自立支援給付】

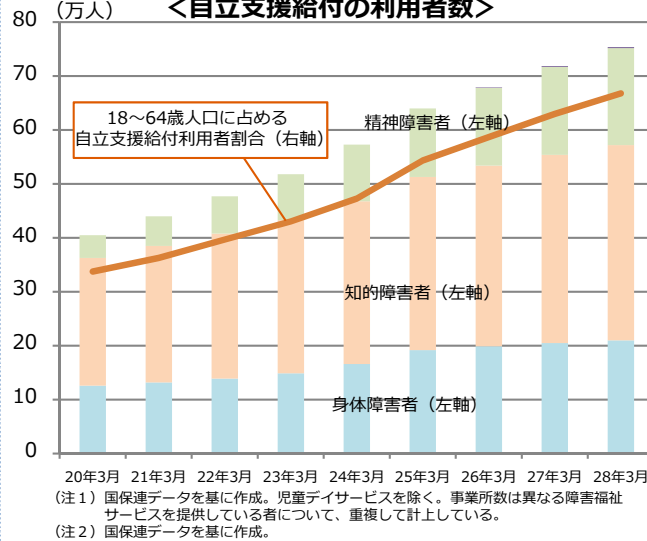
サービス名	増加額	対前年比	(参考) 27年度事業費
共同生活援助等(※)	257億円	+18.2%	1,671億円
生活介護	228億円	+3.7%	6,419億円
就労継続支援(B型)	221億円	+8.3%	2,885億円
就労継続支援(A型)	157億円	+25.1%	781億円
居宅介護	94億円	+6.6%	1,513億円

【障害児施設給付費等】

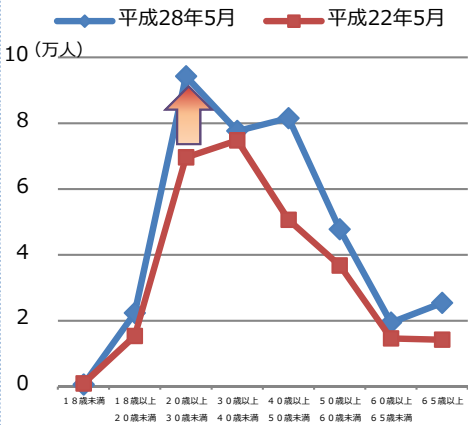
放課後等デイサービス	422億円	+41.2%	1,446億円
------------	-------	--------	---------

利用者数の増加

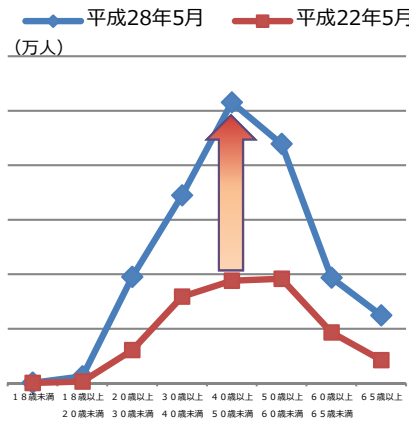
<自立支援給付の利用者数>



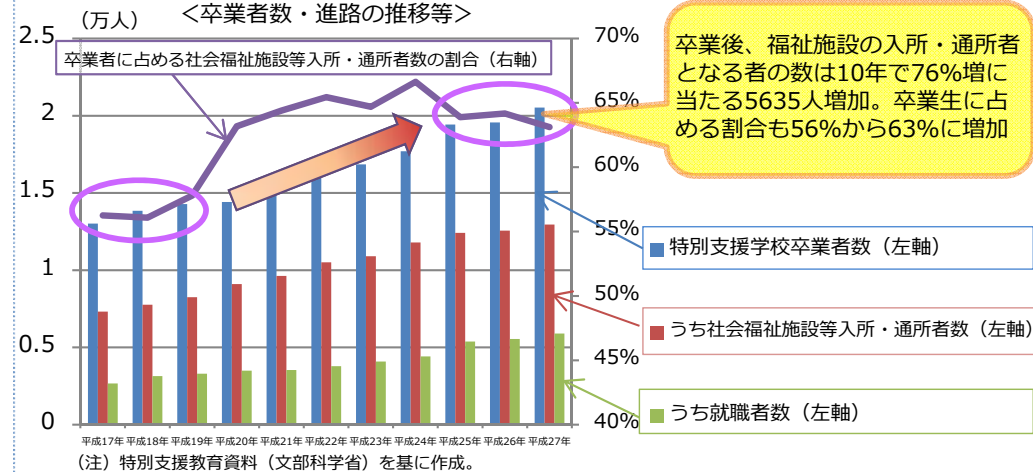
<知的障害者(年齢別)>



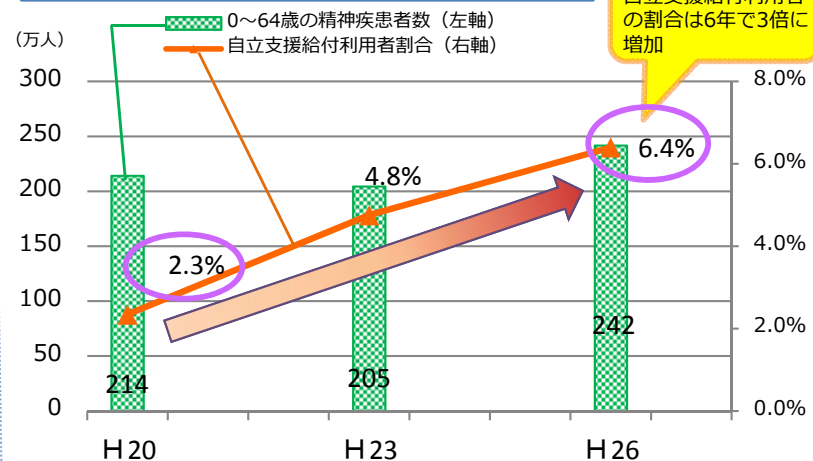
<精神障害者(年齢別)>



特別支援学校の卒業生数と進路等の推移



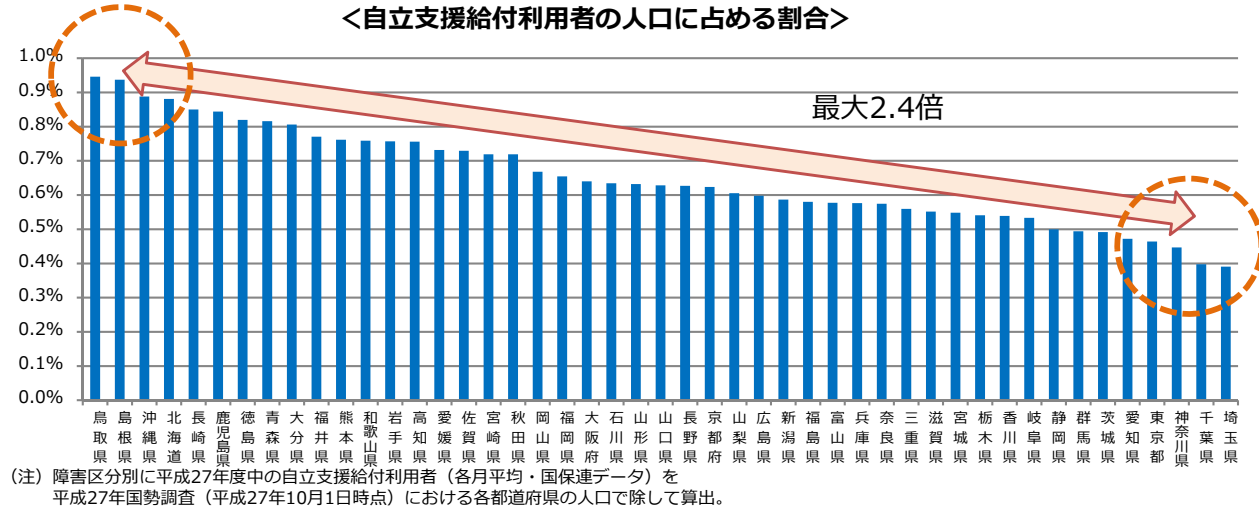
精神疾患を有する0~64歳の患者数に占める自立支援給付利用者の割合



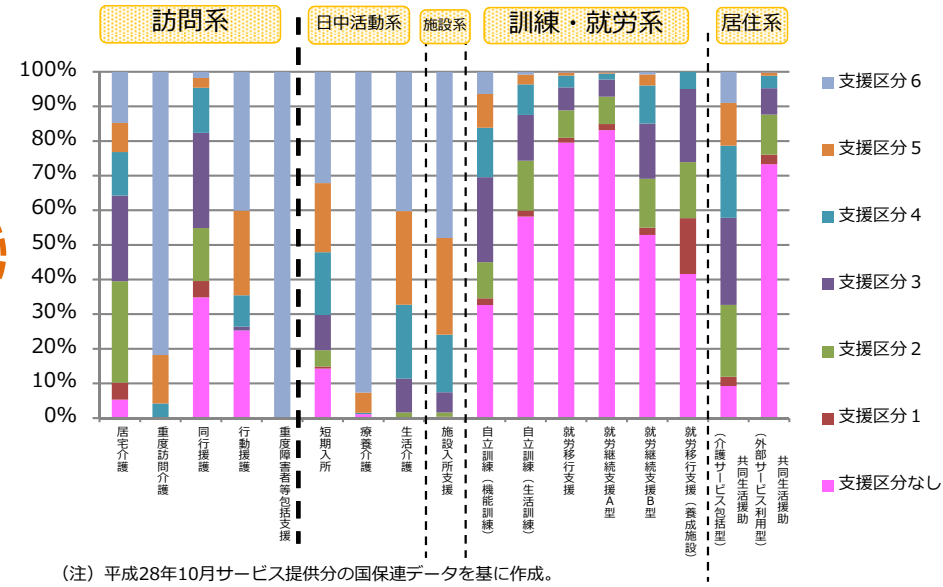
障害保健福祉関係予算の状況・課題

- サービス利用の要否判断は市町村に委ねられており、人口当たりの障害福祉サービスの利用率には大きな地域差。
- 当該地域差は、いずれのサービスにおいても人口当たりの事業所数の地域差と正の相関がある。「利用期限がなく」、かつ「支援区分の低い者（区分がない者を含む）の利用が多い」サービスにおいては、相関が特に強い。

利用率が2倍以上異なる大きな地域差

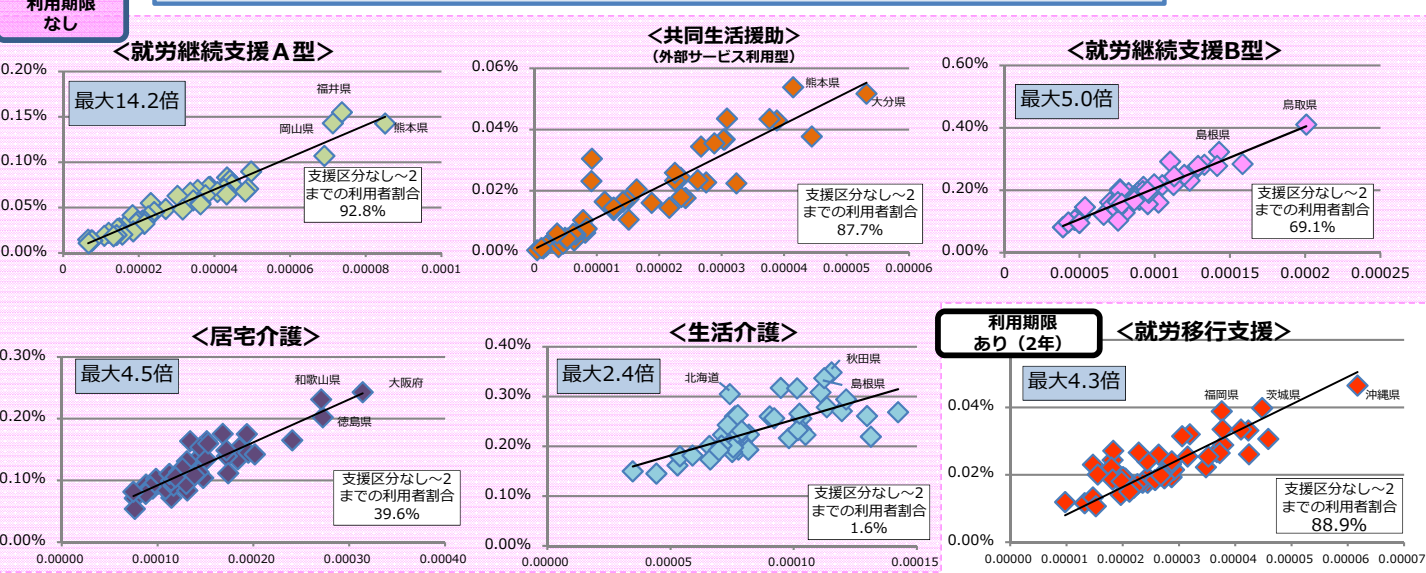


平成28年10月における各サービス毎の利用者別支援区分割合



各サービス毎の「利用者/人口（縦軸）」と「事業所数/人口（横軸）」

※ 内は、都道府県別の「利用者/人口」の最大値/同最小値



サービス利用額の伸びの要因

	総費用伸び率 (24.3→27.3)	利用期限	支援区分平均	収支差率
就労継続支援A型	165.7%	無し	0.4	9.4%
就労継続支援B型	56.0%	無し	1.3	10.1%
生活介護	38.9%	無し	4.8	13.4%
就労移行支援	35.4%	原則24ヶ月以内	0.6	16.8%
居宅介護	33.8%	無し	3.0	9.4%

(注1) 総費用伸び率は「国保連データ」の24年3月分と27年3月分の比較。
 (注2) 支援区分平均は、各サービス利用者の支援区分（27年3月）を加重平均したもの（支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性等に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す）。
 (注3) 収支差率は、「平成26年障害福祉サービス等経営実態調査」による。
 (注4) 平成24年4月前は旧サービス体系（支援費制度等）であった関係上、共同生活援助については、総費用伸び率等の正確な算出が困難であるため、記載せず。

(注1) 平成27年10月サービス提供分の国保連データ、平成27年国勢調査（平成27年10月1日時点）を基に作成。
 (注2) 紙面の都合により、共同生活援助のうち支援区分のない利用者の多い外部サービス利用型の結果のみ記載。
 (注3) 共同生活援助・外部サービス利用型と同・介護包括型を合わせた場合、最大4.2倍の差がある。

障害保健福祉関係予算の状況・課題

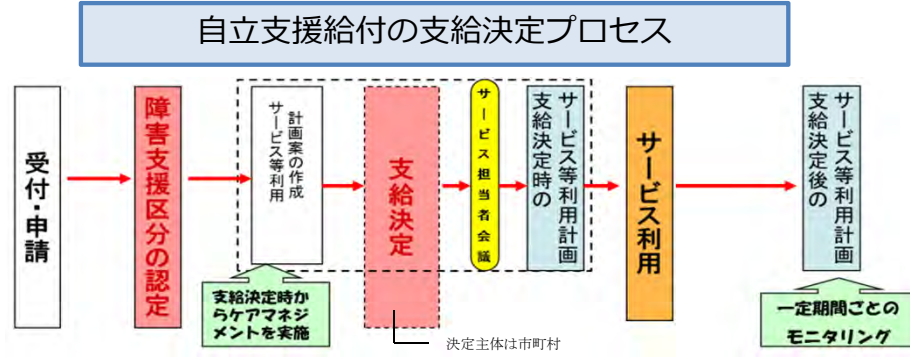
- サービス供給が増加する中、就労移行支援による一般就労の増加等が見られる一方、利用者のニーズに基づかないサービスや質の低いサービスの供給が指摘されている。例えば、①「一般就労の可能性があり本人も希望しているにもかかわらず、一般就労に向けた支援を行わない」場合や、「就労継続支援事業A型を安易に選択してしまう」状況や、②就労継続支援A型や放課後等デイサービスの質の低下が指摘されている。なお、これらについては、厚生労働省において改善に向けた取組を開始。
- こうした状況は、「ニッポン一億総活躍プラン」が掲げる障害者の「希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる」環境整備等を推進する上で大きな課題。

「障害福祉サービスから一般就労への移行をより一層促進するための意見書」（抄）
 （障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ（第5回、平成27年2月4日）において、全国就労移行支援事業所連絡協議会副会長 酒井氏提出資料）

1. 「福祉から一般就労へ」の促進
 平成18（2006）年に障害福祉サービスが再編された際の骨子の一つは、本来、一般就労する力があるにも関わらず、福祉施設を利用し続けている方々に適切な就労移行支援を提供し、なるべく多くの方が一般企業で就職できるようにすることでした。これはノーマライゼーション理念に沿ったものであり、共生社会の一つの柱です。しかし、現行制度が運用されてきた中で、懸念される状況が明らかになってきました。
 まず、本人のニーズに基づいたサービス提供がなされていない状況です。就労系事業で、短時間の利用を勧められる場合や、一般就労の可能性があり本人も希望しているにもかかわらず、一般就労に向けた支援を行わない場合、本人のアセスメントさえしていない場合があります。当初の目的を再確認し、「福祉から一般就労へ」を骨子に据え、当事者のニーズに基づいた就労移行支援を適切に行える制度設計をお願いいたします。
 もう一つは、就労継続支援事業A型（以下、A型と呼ぶ。）を安易に選択してしまうという状況です。A型は急激に増加していますが、一般就労できるにもかかわらず、A型を利用し続ける利用者が増えることになりかねません。この点については、実際に障害者雇用を実現している企業からも懸念の声が聞かれています。（後略）

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向
 (3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
 一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。



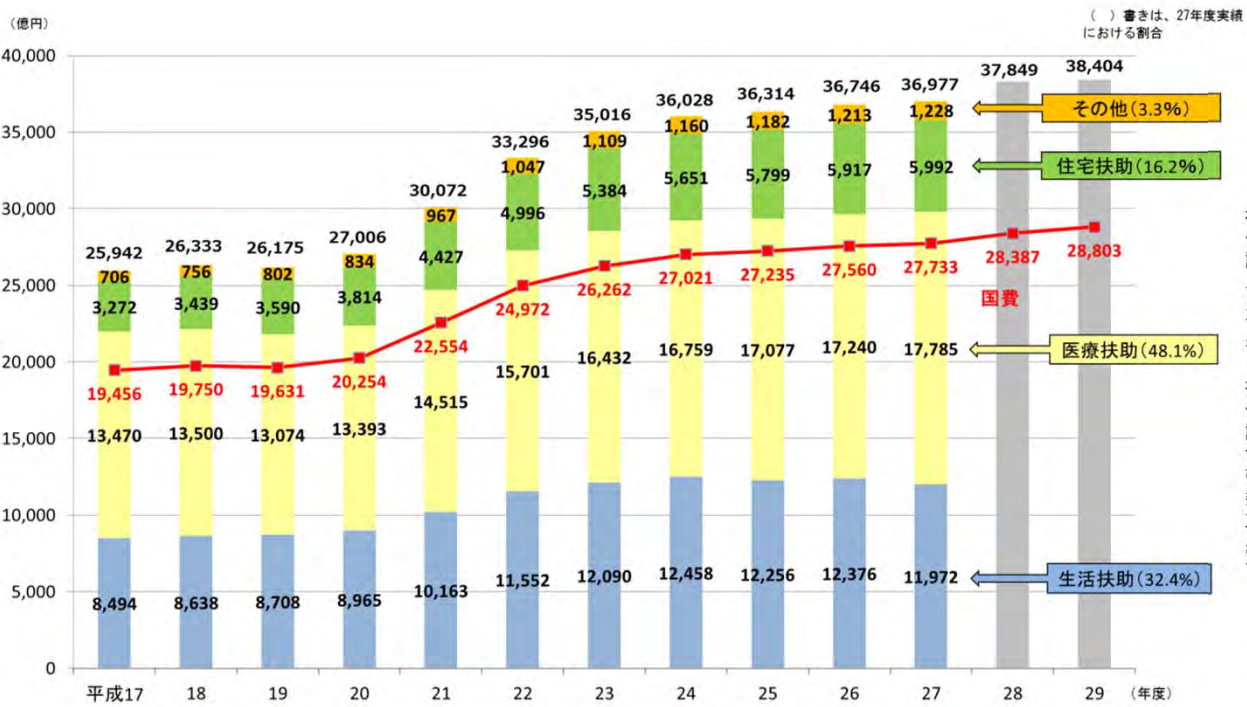
【改革の方向性】（案）

- 障害福祉サービスについては、一億総活躍プランの掲げる「希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる」環境整備等の観点から、利用者像やニーズの変化を的確に捉え、具体的な活躍の在り方やその実現に向けた各サービスの位置づけ・成果を明らかにし、具体的な支援の在り方を改善していく必要がある。
- また、地域間格差の是正による公平なサービス供給の実現のため、市町村において、個々の障害者の状態像をよく踏まえた上でのサービス利用の必要性の判断や適正な利用量の見極めが、より主体的に行われるような取組を検討・導入すべきである。なお、そうした取り組みは、障害者のニーズに合ったサービス供給を促進することなどにより、サービスの質の向上にもつながることに留意し、着実に進めるべきである。

生活保護

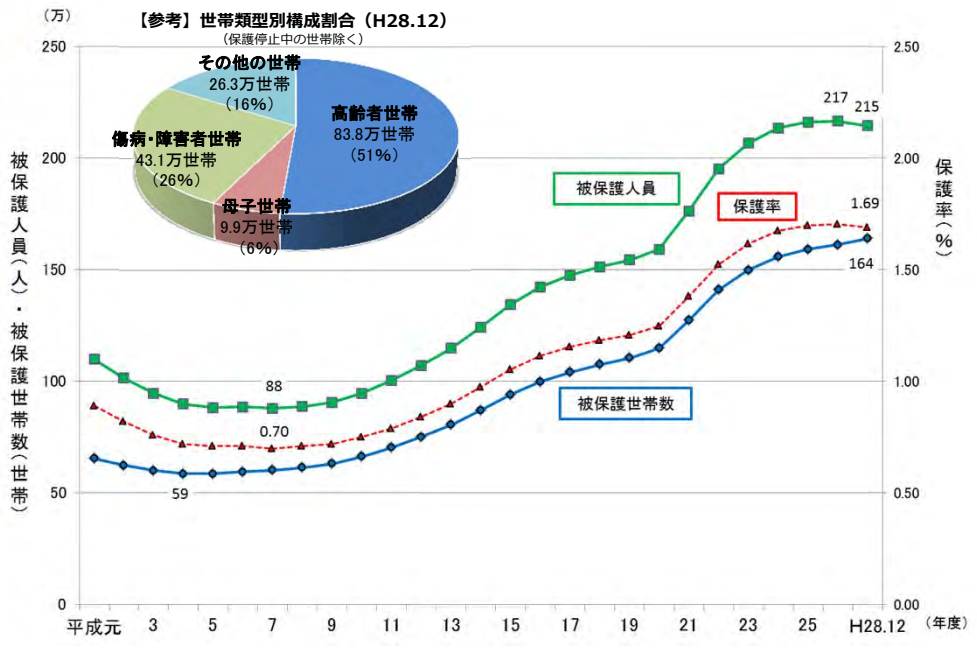
- 生活保護の生活扶助基準は、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かについて、5年に一度、全国消費実態調査等を用いて、専門的かつ客観的に検証を行うこととされており、平成29年において平成24年以来的検証が行われる。
- また、経済財政計画改革工程表においては、「次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。

生活保護費負担金（事業費ベース）の推移

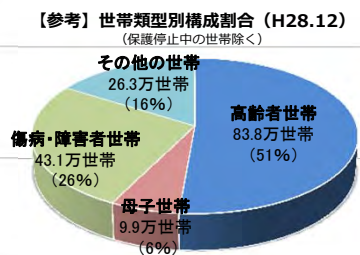


出所：生活保護費負担金事業実績報告 注：平成27年度までは実績額、28年度は補正後予算額、29年度は当初予算額

被保護人員、保護率、被保護世帯数の推移



出所：厚生労働省「被保護者調査」(平成27年度以降は概数)、平成24年3月以前の数値は「福祉行政報告例」



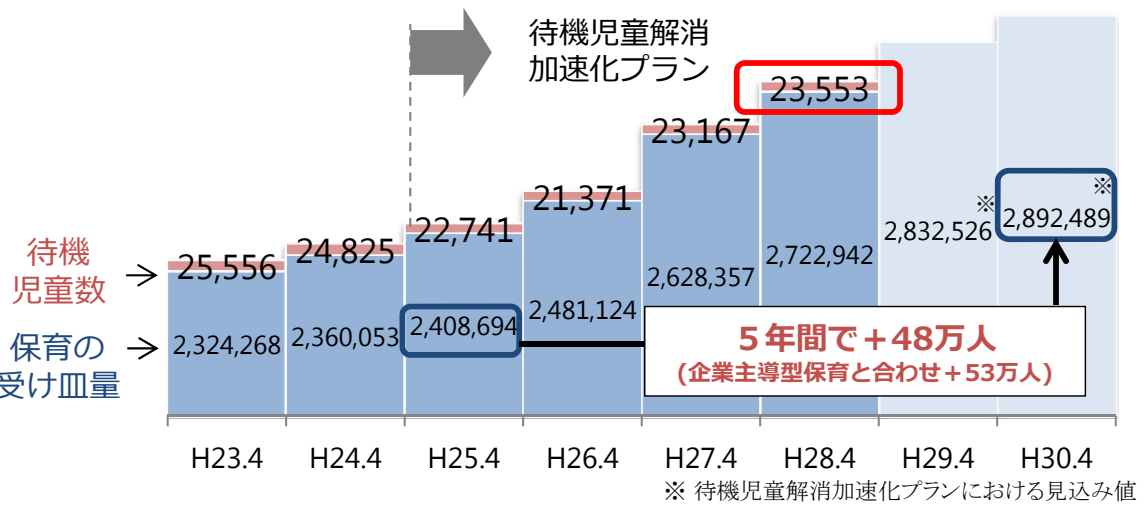
【改革の方向性】（案）

- 平成29年の検証にあたっては、年齢別、世帯人数別、級地別の基準額の体系に加え、給付水準についてもきめ細かく検証し、国民の理解が得られるような生活扶助基準となるよう、その結果を適切に基準に反映すべき。
- あわせて、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化や、就労・増収等を通じた生活保護からの脱却の促進など、生活保護制度の適正化に取り組むべき。

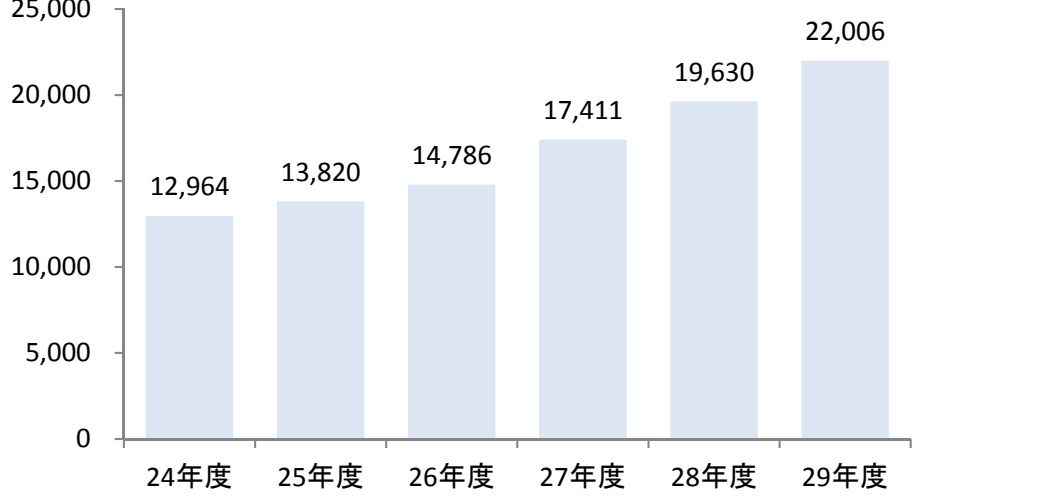
少子化対策（保育の受け皿確保について）

- 「待機児童解消加速化プラン（25～29年度末）」に沿って、消費税増収分を財源として保育の受け皿を拡大してきたが、女性の就業率の上昇に伴い、都市部を中心に待機児童の解消が非常に厳しい状況にあることから、各自治体における状況も踏まえ、本年6月までに、新たなプランを策定することとされている。
- 消費税増収分とは別途安定的な財源を確保しつつ、引き続き保育の受け皿を確保していく必要がある。

保育の受け皿量と待機児童数の推移



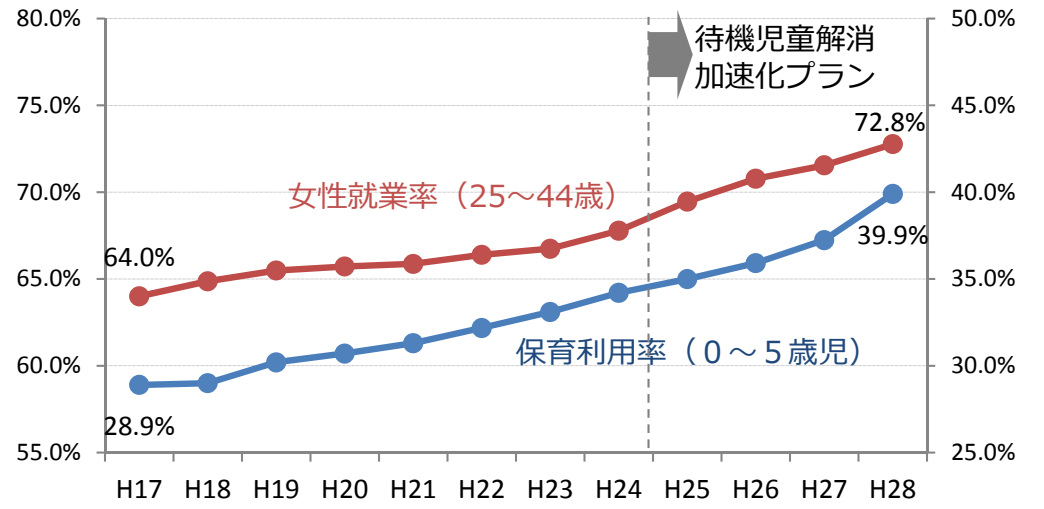
保育費用総額の推移（公費+利用者負担） ※各年度の当初予算ベース



都道府県別待機児童数（28年4月1日現在）

東京都	8466	茨城県	382	三重県	101	和歌山県	10
沖縄県	2536	大分県	370	北海道	94	群馬県	5
千葉県	1460	滋賀県	339	長崎県	70	青森県	0
大阪府	1434	香川県	324	山口県	65	山形県	0
兵庫県	1050	鹿児島県	295	京都府	64	新潟県	0
埼玉県	1026	奈良県	260	宮崎県	64	富山県	0
福岡県	948	熊本県	233	徳島県	60	石川県	0
岡山県	875	愛知県	202	高知県	42	福井県	0
宮城県	638	岩手県	194	島根県	38	山梨県	0
神奈川県	497	広島県	161	秋田県	33	長野県	0
福島県	462	栃木県	155	岐阜県	23	鳥取県	0
静岡県	449	愛媛県	110	佐賀県	18	計	23553

女性就業率（25～44歳）と保育利用率（全年齢）の推移



企業主導型保育事業について

- 保育の受け皿整備の拡充に向けて、事業主拠出金を引き上げ、企業主導型保育事業を創設（平成28年度～）。これにより、既に2万人程度の受け皿を確保（29年度末までに5万人の受け皿を確保予定）。
- 団塊の世代が順次引退し、労働需給が逼迫する中、女性の就業促進に大きく貢献。引き続き、企業主導型保育事業の積極的な活用を図り、待機児童の解消や女性の就業率の向上等を図るべき。

【企業主導型保育事業の財源】

- ・ 企業が負担する拠出金率※の上限を+0.1%引上げ（0.15%→0.25%（28年度:0.2%、29年度:0.23%））

※ 厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担。既存の事業主拠出金は引き続き児童手当等の財源に充当。

（参考）雇用保険料率引下げ（28年度）

・ 失業等給付	被用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
	使用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
・ 雇用保険二事業	使用者分のみ	▲0.05% (0.35%→0.30%)

※ 29年度に別途失業等給付に係る保険料率を引下げ
被用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)、使用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)

【企業主導型保育事業の特徴】

- ① 設置に市区町村の関与なし
- ② 利用は直接契約
- ③ 地域枠設定も可能（利用定員の50%以内）
- ④ 複数企業の共同利用も可能
- ⑤ 子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等に準じた支援を実施

企業主導型保育事業の活用例

○事例1：企業内に設置／東京23区内

- ・ 企業向けソフトウェアの開発等を行う企業が事業所内に設置
- ・ 全て従業員枠

○事例2：駅前設置／東京23区内外

- ・ 結婚相談所の運営会社が東京23区内外の地下鉄・私鉄等の駅前に3箇所設置
- ・ 提携企業枠に加えて地域枠も設定

○事例3：大学構内に設置／地方都市

- ・ 大学の教職員が出産後も仕事を継続できるよう、既存の建物を改装して設置
- ・ 全て従業員枠
- ・ 将来的には、学生の実習の場所としての利用も計画

○事例4：ショッピングセンター内に設置／全国

- ・ 大手小売りが自社のショッピングセンター内に設置
- ・ 店舗内出店企業の従業員枠に加えて地域枠も設定

企業主導型保育と事業所内保育の比較

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業（認可）		企業主導型保育事業
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)	
従業員枠 地域枠	利用定員に応じて一定の地域枠を設定する必要			地域枠の設定は任意 (利用定員の50%以内)
市町村 との関係	○設置・利用に市町村の関与あり（地域枠に対する市町村による利用調整等）			○設置・利用に市町村の関与なし（利用者は保育所と直接契約）
財政支援	○運営費：保育の実施に通常要する費用を公費で負担 ○施設整備費：施設整備、改修等に対して補助			○運営費、施設整備費ともに認可保育所並みの支援
職員	職員数	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 最低2人配置	保育所（定員20人以上）の 配置基準 + 1名以上 最低2人配置	保育所（定員20人以上）の 配置基準 + 1名以上 最低2人配置
	資格	保育士	保育従事者 (1/2以上は保育士)	保育従事者 (1/2以上は保育士)
設備基準等	○各年齢ごとに、1人当たり一定の面積を確保する必要 (例) 0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 又は ほふく室 3.3㎡/人 等		○各年齢ごとに、1人当たり一定の面積を確保する必要 (例) 0・1歳児 乳児室 3.3㎡/人 又は ほふく室 3.3㎡/人 等	原則、事業所内保育所と同様
41 施設数	323 (平成28年4月1日現在)			900程度 (平成29年3月31日現在)

コストに見合った保育料の設定について

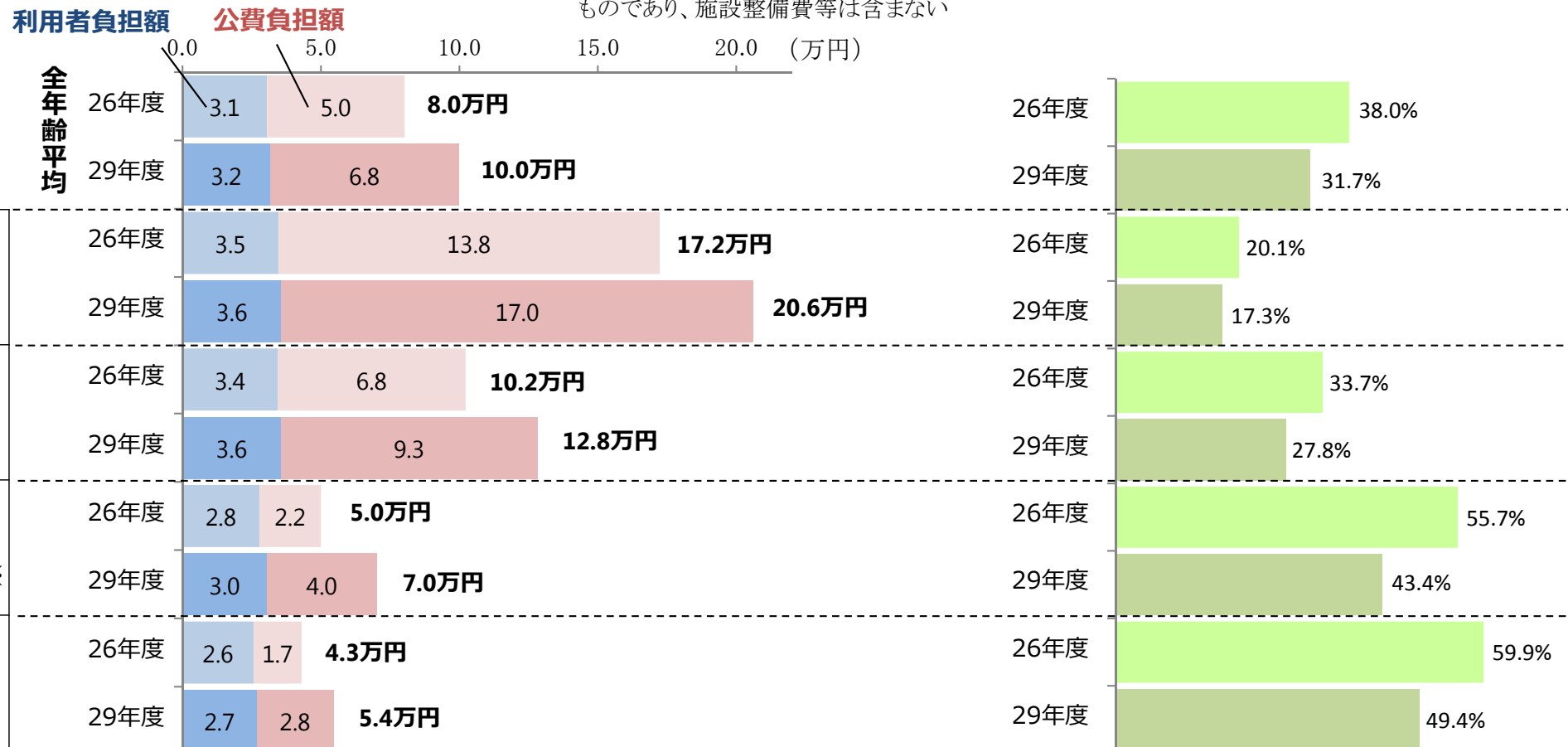
- 平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の実施以降、保育の受け皿量の拡充に加えて、職員配置の改善といった「質の向上」に取り組んでおり、これに伴い、児童1人当たりの保育コストは増加しているが、国が定める保育の利用者負担（保育料）の上限額は近年引き上げられていないため、利用者負担割合は減少している。
 - 保育士の配置基準（＝保育コスト）は、0歳児＞1・2歳児＞3歳児＞4歳児以上、の順に手厚くなっているが、保育料は、0～2歳／3歳～、の2区分しか設けられていない。
- 保育コストと、サービス利用の対価としての保育料の関係をどのように考えるべきか。

年齢別の保育コストに占める1人当たり利用者負担額と公費負担額※

(26→29年度) ※運営費(公定価格)の予算額に基づくものであり、施設整備費等は含まない

年齢別の保育コストに占める利用者負担割合

(26→29年度)



※ 15:1で実施の場合加算あり。

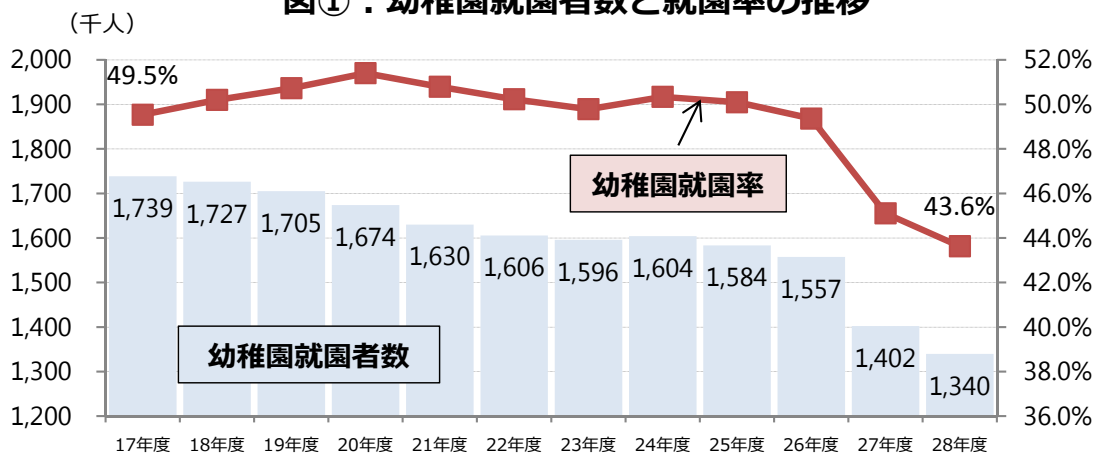
※ 利用者負担額は平均値。実際の利用者負担額は、0～2歳／3歳～の区分ごと、かつ、所得階層ごとに基準額が設定されている。なお、利用者負担額を独自に減免している自治体もある。

※ 金額や利用者負担割合はいずれも各年度の当初予算ベースのもの。

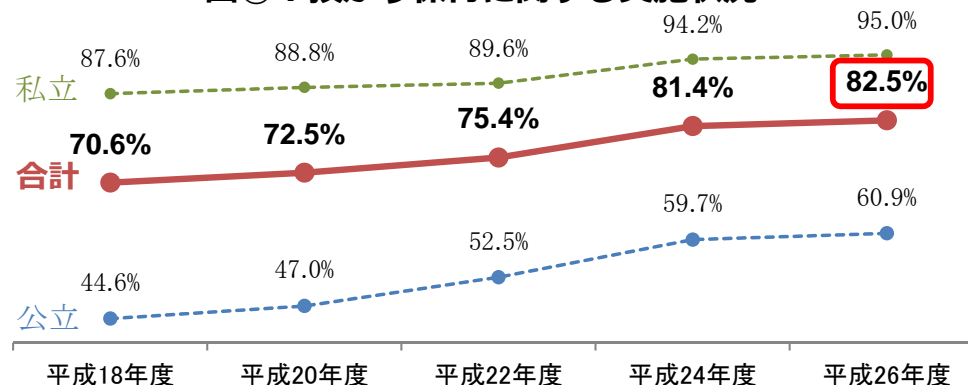
幼稚園における待機児童の受入れの推進について

- 子ども・子育て支援新制度の施行（27年度～）に伴い、幼稚園の一部は認定こども園等に移行しているため、幼稚園就園者数は減少しつつあるが、依然として3～5歳児の4割強を受け入れている。（図①）。
 - 教育時間の前後又は長期休業期間等において預かり保育を実施する幼稚園は8割強まで増加しているが（図②）、午後5時までに預かり保育を終了してしまう幼稚園が3割程度存在し（図③）、また、夏季、冬季及び春季休業日にも預かり保育を実施する幼稚園は6割程度に止まっているなど（図④）、幼稚園が育児と就業の両立支援に貢献する余地はなお存在すると考えられる。
- 幼稚園に係る施設型給付や私学助成等を全体として適正化しつつ、その財源を活用して、長期休業期間等に預かり保育を実施する幼稚園への支援を増加させるなどにより、預かり保育実施のインセンティブを強化してはどうか。

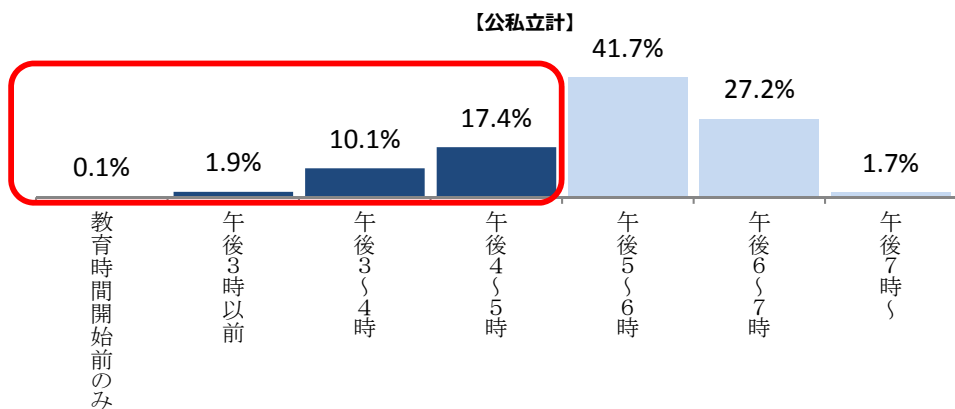
図①：幼稚園就園者数と就園率の推移



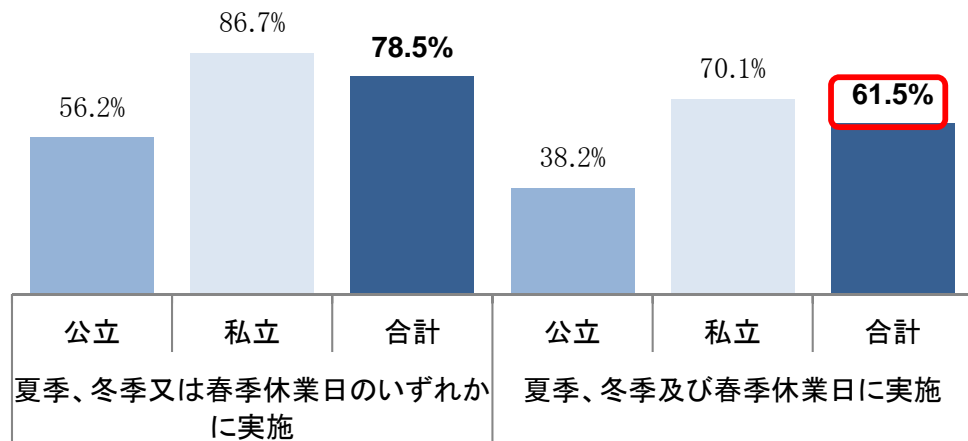
図②：預かり保育に関する実施状況



図③：預かり保育の終了時間（長期休業期間以外）



図④：長期休業期間における預かり保育実施状況



児童手当（特例給付）について

- 児童手当の所得制限（夫婦子2人の場合で年収960万円未満）については、制度の創設（昭和47年）時において、父親が家計を支えている世帯（片働き）が多かったこと等を踏まえ、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者（主たる生計者）の所得のみで判定することとされている。
 このため、世帯全体として所得が同一であっても、「主たる生計者」の所得水準により、児童手当の支給対象となるかどうか異なるという不公平が生じているとの指摘がある。（参考：保育料は世帯合算の所得で判断。）
- また、所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されている（支給総額 国費490億円、公費734億円（29年度予算ベース））。
 → 児童手当の所得制限について、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに改めてはどうか。あわせて、「当分の間の措置」として支給されている特例給付について、法律上の規定を踏まえつつ、廃止を含めた検討を行ってはどうか。
 → これらの見直しにより確保された財源は、子ども・子育て支援に直結する「量的拡充」に充ててはどうか。

児童手当及び特例給付の概要

概要	対象児童数 (28年2月現在)
○0～3歳未満 一律15,000円	1,587万人 [※] ※ 給付対象児童の92%をカバー
○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円）	
○中学生 一律10000円	
○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	137万人

児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の例）

収入の例	児童手当支給額
世帯収入1,200万円 〔夫 収入1,000万円〕 〔妻 収入 200万円〕	特例給付10,000円 〔小学生 5,000円〕 〔3歳未満 5,000円〕
世帯収入1,200万円 〔夫 収入 800万円〕 〔妻 収入 400万円〕	児童手当25,000円 〔小学生 10,000円〕 〔3歳未満15,000円〕

○児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則
 第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
 2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付（注：特例給付）の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する				
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) ・960万円未満		
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)		
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(2.3/1000)を乗じて得た額。				
		被用者	非被用者	公務員	
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3		
財源内訳 (29年度予算)	[給付総額] 2兆1,985億円 (2兆2,216億円) ※ () 内は28年度予算額	(内訳) 国負担分 : 1兆2,175億円 (1兆2,320億円) 地方負担分 : 6,087億円 (6,160億円) 事業主負担分 : 1,832億円 (1,835億円) 公務員分 : 1,891億円 (1,902億円)	うち特例給付 490億円 うち特例給付 245億円 うち特例給付 26億円		
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)				

●児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則
 (検討)

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。